

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省略） - その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） （省略）			03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省略） - その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） （省略）			その他のものに分類されている「メロ（ライギョダマシ）」と「メロ（マジェランアイナメ）」と統合し、「めろ（ディソスティクス属）」とする。
0303.79	- - その他のもの （省略） - - - その他のもの （省略）			0303.79	- - その他のもの （省略） - - - その他のもの （省略）			
102	- - - - めろ（ディソスティクス属のもの）	K G		101	- - - - メロ（マジェランアイナメ）	K G		
099	- - - - その他のもの （省略）	K G		099	- - - - その他のもの （省略）	K G		
03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） （省略）			03.04	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） （省略）			
0304.20	- 冷凍したフィレ （省略） - - その他のもの （省略）			0304.20	- 冷凍したフィレ （省略） - - その他のもの （省略）			
100	- - - めろ（ディソスティクス属のもの） （省略）	K G		095	- - - メロ（マジェランアイナメ） （省略）	K G		
099	- - - その他のもの	K G		099	- - - その他のもの	K G		

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			関税割当制度 廃止に伴う改 正
2207.10	- エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）			2207.10	- エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）			
	- - アルコール分が90%以上のもの				- - アルコール分が90%以上のもの			
130	- - - アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L	110	- - - アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）のうち、この号に掲げるエチルアルコール、第2208.60号に掲げるウオッカ並びに第2208.90号の121及び122に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、関税割当制度による数量（この号及び第22.08項において「共通の限度数量」という。）以内のもの		L	
190	- - - その他のもの		L	190	- - - その他のもの		L	
	- - その他のもの				- - その他のもの			
220	- - - アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L	210	- - - アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）のうち、共通の限度数量以内のもの		L	
290	- - - その他のもの		L	290	- - - その他のもの		L	
	(次葉に続く)				(次葉に続く)			

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
22.08	エチルアルコール（変性させていないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 （省略）			22.08	エチルアルコール（変性させていないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 （省略）		
2208.90	- その他のもの - - エチルアルコール及び蒸留酒 （省略） - - - その他のもの - - - - アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			2208.90	- その他のもの - - エチルアルコール及び蒸留酒 （省略） - - - その他のもの - - - - アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。） <u>で、共通の限度数量以内のもの</u>		
	124 - - - - エチルアルコール		L	121	- - - - エチルアルコール		L
	125 - - - - その他のもの		L	122	- - - - その他のもの		L
	- - - - その他のもの				- - - - その他のもの		
	123 - - - - エチルアルコール		L	123	- - - - エチルアルコール		L
	129 - - - - その他のもの （省略）		L	129	- - - - その他のもの （省略）		L

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位				
64.06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 - 甲及びその部分品（しんを除く。） - - 革製のもの及び毛皮を使用したもの			64.06	履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品 - 甲及びその部分品（しんを除く。） - - 革製のもの及び毛皮を使用したもの			甲を暫8に追加するのに伴う改正		
6406.10				100						
110				- - - 甲					K G	(新設)
190				- - - その他のもの					K G	(新設)
200	- - その他のもの (省略)	K G	200	- - その他のもの (省略)	K G					